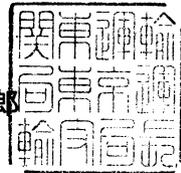


東運輸第2248号  
東運監第1322号  
平成19年9月28日

社団法人東京都個人タクシー協会  
会長 原 勇 殿

関東運輸局東京運輸支局長  
塩崎 雄二郎



タクシーの障害者割引適用時の取扱いについて

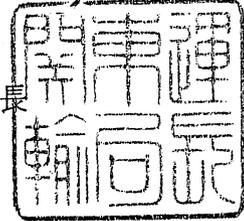
標記について、平成19年9月19日付け関自旅2第846号により関東運輸局長より別紙のとおり通達がありましたので、当該趣旨をご理解のうえ、貴傘下事業者に対する周知徹底方取り計らい願います。



関東運輸 2 第 8 4 6 号  
平成 1 9 年 9 月 1 9 日

東京運輸支局長 殿

関東運輸局長



タクシーの障害者割引適用時の取扱いについて

標記については、平成10年10月27日付け及び平成12年10月6日付け事務連絡により、管内各運輸支局を通じ、割引の趣旨の徹底及び利用者とのトラブル防止の措置等について、管内タクシー事業者に指示しているところである。

しかしながら、今般、別添1のとおり、関東管区行政評価局長より障害者割引制度への対応改善について「あっせん」があり、この中で割引適用時における運転者の不適切な対応が未だ見受けられる旨指摘された。

タクシーの障害者割引は、障害者（身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の社会参加を積極的に支援する社会の強い要請に応えるために導入されたものであるが、指摘された状況は障害者のタクシー利用の妨げとなり、タクシーの社会的信頼を損なうものである。

そこで、本「あっせん」を踏まえ、今後の「障害者割引適用時の取扱い」を下記のとおり定めたので了知するとともに、本件取扱いに関し、関係団体等を通じる等により、貴支局管内のタクシー事業者に周知徹底されたい。

なお、障害者がこうした取扱いに応じたにもかかわらず、タクシー事業者が割引を適用しなかった場合には、道路運送法違反として厳正に処分することをあわせて周知徹底されたい。

また、別添2のとおり、平成18年11月27日付けで厚生労働省から国土交通省あてに発出された「精神障害者に対する各種運賃及び料金に係る割引サービス等の適用の拡大について（協力依頼）」についても、貴支局管内のタクシー事業者に重ねて周知徹底されたい。

記

〔障害者割引適用時の取扱い〕

- ① 身体障害者手帳及び療育手帳（以下「障害者手帳」という。）の確認方法については、利用者が障害者手帳に貼付された写真を運転者に対して提示することにより本人であることを確認する方法とすること。
- ② 個人情報の適正な取扱いの確保の観点から、障害者手帳の提示に際して、障害者手帳に記載された手帳番号、氏名その他の個人情報を記録しないこと。



関東相第94号  
平成19年9月5日

関東運輸局長 殿

関東管区行政評価局長

タクシー事業者の障害者割引制度への対応改善について（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

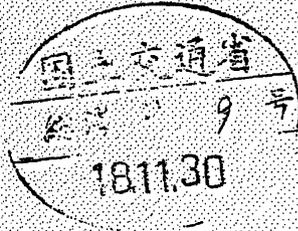
この度、当局の行政相談担当部門に対して、タクシーを利用した障害者の方から、「タクシーを利用する機会がよくあるが、身体障害者等に対する運賃割引制度を理解していないタクシー乗務員がおり、度々、運賃割引の拒否又は手帳番号や氏名を記録するために身体障害者手帳の提出を求められるなど、不適切な対応を受けている。本来、同手帳の提示のみで運賃の割引を受けられるはずであり、また、個人情報保護が守られているか心配である。」との申出がありました。

この申出に関して、1都3県の24区市の福祉担当課、タクシー事業者（3社）、タクシー協会（1団体）及び障害者団体（3団体）を抽出して調査した結果、1都3県の21区市及びタクシー事業者等においても本件申出と同内容の苦情が認められました。

このことから、民間有識者を構成員とする「関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：成田頼明横浜国立大学名誉教授）」において意見を聴取するなどにより、本件申出の改善方法等を検討した結果、関東運輸局は、管内のタクシー事業者等に対して、①手帳の提示方法は、具体的で分かりやすい提示方法を例示すること、②個人情報を取り扱う場合は、国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年12月2日国土交通省告示第1500号）附則第2条の規定に基づき、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、当該ガイドラインに準じて、その適正な取扱いの確保に努めることについて周知徹底することが必要であると考えられますので、ご検討をお願いします。

なお、本あっせんに対する回答は、平成19年10月3日までをお願いします。

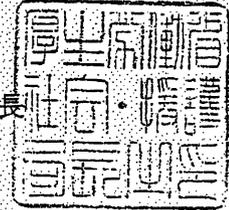
担当：総務部首席行政相談官  
電話：048-600-2313  
FAX：048-600-2335



社援発第1127003号  
平成18年11月27日

国土交通省総合政策局長 殿  
国土交通省道路局長 殿

厚生労働省社会・援護局長



精神障害者に対する各種運賃及び料金に係る割引サービス等の  
適用の拡大について（協力依頼）

精神障害者保健福祉手帳制度については、精神障害者について、一定の精神障害者の状況にあることを証する手段とすることにより、手帳の交付を受けた者に対して各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として創設され、これまで運用してきたところです。

今般、当省の検討会における検討結果等を踏まえ、障害者自立支援法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第168号）により、精神障害者保健福祉手帳の様式等を見直し、本年10月1日から精神障害者本人の写真を手帳に貼付することとしました。

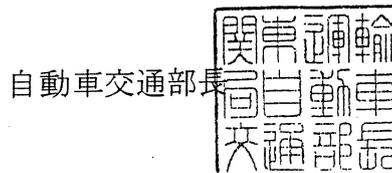
今回の改正は、従来の精神障害者保健福祉手帳は写真貼付欄がなく、本人確認が困難であるため、公共施設の入場料や公共交通機関の運賃に対する割引等の支援の協力を得にくいという実態があったことから、身体障害者手帳及び知的障害者を対象とした療育手帳と同様に、精神障害者保健福祉手帳においても写真貼付を行うことで、本人確認を容易にし、手帳の信頼性を向上させ、より一層の支援策が講じられることを促進することを目的としています。

貴職におかれましても、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とする障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本理念の下、精神障害者に対する各種運賃及び料金の割引サービス等の適用の拡大を図る点から、関係事業者に対し、今般の改正内容の周知を図っていただくとともに、より一層の支援策を講じることについての検討に対する理解と協力を引き続き求めていただきますようお願いいたします。



事務連絡  
平成19年9月19日

東京運輸支局長 殿



タクシーの障害者割引の適用時の取扱いに関する具体的措置等について

標記については、本日付けで通達を発出したところであるが、本取扱いの実施にあたっては、事業者への周知徹底及び利用者とのトラブル防止の観点から、下記について措置を講ずることとされたい。

記

1. 事業者団体等が開催する講習会、講演会、総会等の場を通じて、本通達の趣旨等について積極的に周知を図ること。
2. 事業者に対し、利用者とのトラブルを防止するため、車内の利用者から見易い場所に「写真による本人確認により障害者割引を適用」する旨の掲示を行うよう指示すること。

